

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年12月11日（平成30年（行個）諮問第220号）

答申日：令和元年5月27日（令和元年度（行個）答申第9号）

事件名：本人に係る税務調査の調査経過記録書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成21年分から平成27年分の所得税及び復興特別所得税の税務調査に係る調査経過記録書及び質問応答記録書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月9日付け特定記号第315号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の全部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 情報公開法第1条（目的）は「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」にあり、行政文書の開示を義務と定めている。
- (2) 同法5条6号イは、行政情報の不開示の要件として「次に掲げるおそれの他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」として、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と定めている。

しかし、本件の不開示理由には、上記の3つの要件のどこに該当するのか具体的に理由を記載されなければ、法の目的とする説明責任を果たしたことにならない。また、納税者本人に対する税務調査は平成29年

3月に終了しており、納税者本人が知り得たとしても、上記3つのおそれを実行できる物理的条件がない。さらに、開示請求した「調査経過記録書」は、個人情報であり、納税者本人以外請求することができないため、他の第三者（国民・納税者）が、悪用するおそれはない。よって本件決定は違法である。

- (3) 不開示理由として、「当該部分には、本人以外の第三者の情報が含まれており、これを公にすることにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため」としている。今回の納税者本人に対する所得税等の調査において、調査官と調査過程で実質的に対応したのは顧問契約を交わしている特定税理士法人Aの職員と称する特定個人Bと税理士特定個人Cだけである。その他対応した税理士は、納税者本人が直接依頼したものである。また、それ以外の第三者が対応したことについて特定個人Bや税理士特定個人Cから何ら報告を受けていない。さらに調査結果の内容の説明時においても統括官等から第三者の情報の有無について説明を受けていない。本件税務調査における第三者とは誰を指すのが極めて不透明である。

仮に特定個人Bを指すとすれば、特定税理士法人Aの担当職員であれば顧問税理士の補助者であり第三者に該当しない。しかし、本件調査において特定税理士法人Aの代表社員や社員税理士は一切調査立会い等の税務代理を行っておらず、一貫して特定個人Bが税務代理行為を行っている。すなわち資格の無いものが税務代理行為を行うことは税理士法違反である。税務当局はこの実態を知りながら調査を遂行してきたことを隠蔽するために、特定個人Bを第三者にした可能性は十分想定できる。

次に税理士特定個人Cであるが、特定税理士法人Aの社員税理士になったのは、平成29年7月14日である。すなわち調査開始時点では特定税理士法人Aの社員税理士ではないので、平成28年9月5日に代理権限証書を提出しなければ、税務代理ができないのは、当然のことである。しかし、重要なのは、納税者本人は、特定税理士法人Aや特定個人Bから、税理士特定個人Cが代理人になることは知らされておらず、代理権限証書を提出した記憶もなく、押印された印鑑も納税者本人や妻が所有しているものではないことが判明した。つまり、代理権限証書を偽造し税理士法の違反行為をしていたのである。しかし、税務当局からみれば、税理士特定個人Cが違法行為をしていることの判断は難しく、第三者とする必然性はないことを思慮すれば、やはり、特定個人Bということになる。前述のとおり特定個人Bは、第三者ではなく当事者そのものである。

- (4) 「質問応答記録書」及び「調査経過記録書」を複数回開示請求した代理

人の経験や代理人以外の複数の税理士へ確認したところ、上記行政文書の一部が不開示になった事例は見当たらない。その理由は、本来調査官が質問検査した内容やそれに対する納税者や代理人が回答した「事実」とその結果や判断を記録するものであることから、事実を記録していれば、不開示にする必然性は全くないからである。

本件のように、課税当局が不開示にしなければならない事情があったとすれば、調査技法や調査手続に違法性があるか、調査内容に事実と相違することが記載されていることが想定される。本件の不開示理由に「当該部分には、本人以外の第三者の情報が含まれており、・・・」とあることから想定すると、その第三者が納税者本人の意思を確認しないで、事実と相違する情報を課税庁に提供した可能性や課税当局が納税者に重加算税賦課と7年遡及に直結する情報の提供をその第三者に強要した可能性を排除することが出来ない。

- (5)「調査経過記録書」の不開示部分は、実地調査における質問検査の具体的内容を記録報告した部分である。納税者本人は「調査通知」や「実地の調査」、「反面調査」等について、特定個人Bや税理士特定個人Cに調査経過や問題点等を質問しても「せかさないでくれ」というだけで、調査経過や内容は全く知らされていない。平成29年2月に統括官が来て初めて調査内容の説明で知らされて驚いたのが現状である。納税者本人は、調査において調査官からどのような調査を受け、指摘を受けたのか、そして、特定税理士法人A、特定個人B、税理士特定個人Cが、どのような対応をしたのか知る権利があると考え。以上が審査請求の理由である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、処分庁に対して、平成21年分から平成27年分の所得税及び復興特別所得税の税務調査に係る調査経過記録書及び質問応答記録書に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めたものである。

処分庁は、平成30年8月9日付特定記号第315号により、本件対象保有個人情報のうち別紙1に掲げる部分（本件不開示部分）は、法14条2号及び同条7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、不開示とした判断に対する適否の審査を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、開示が相当であると認められるもの

別紙1の一連番号3, 4, 9, 18, 19, 20, 23, 24, 32, 33, 37, 38, 45, 46, 48, 50, 54及び55については、審査請求人の税務代理を行っている税理士事務所の事務員（以下「本件事務員」という。）の氏名が記載されており、それは、審査請求人以外の個人に関する情報である。しかしながら、処分庁が行った審査請求人に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）において、特定税務署職員（以下「職員」という。）と審査請求人の面接に本件事務員が同席していた記載があることや、本件事務員が職員と審査請求人の接触について取り次いでいた記載があることからすると、審査請求人が既に知っている情報であり、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当し、不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号36については、職員、本件事務員及び審査請求人の税務代理人である税理士（以下「関与税理士A」という。）が審査請求人の自宅に臨場し、職員が反面調査の結果を説明しつつ、審査請求人から聞き取りを行った内容が記載されていることから、審査請求人が既に知っている情報であり、当該部分を開示したとしても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号6, 14, 25, 26, 30及び47については、職員が本件事務員又は関与税理士Aに対し、反面調査を実施する旨及びその結果を説明した旨が記載されているが、上述の一連番号36において、職員が審査請求人に対し反面調査の結果を説明していることからすると、反面調査を実施した事実について審査請求人が既に知っている情報であることから、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当するとともに、当該部分を開示したとしても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号8及び11については、職員から本件事務員及び関与税理士Aに対し、審査請求人へ確認するよう依頼した旨の記載であり、原処分において開示されている部分において、関与税理士Aが審査請求

人に対して確認した事実が記載されていることからすると、審査請求人が既に知っている情報であり、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号15については、審査請求人との接触に係る具体的なタイミングについての関与税理士Aからの申出であり、全て上述の一連番号36において、審査請求人に対して反面調査の結果を説明していることからすると、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号39、41及び42については、職員から本件事務員に対し、青色申告の取消しに関する説明をした旨及び書類の提出を依頼する旨や、本件事務員が審査請求人から聞いた内容のほか、職員から関与税理士Aに対し書類の提出を求めることについての理由が記載されている。その後において、審査請求人から処分庁に対し書類（上申書）が提出された旨の記載があることからすると、関与税理士Aから審査請求人に書類提出を求めた事実があると認められ、審査請求人は既に知っている情報と認められることから、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号51については、関与税理士Aとは異なる税理士（以下「関与税理士B」という。）に対し、反面調査の集計資料を用いて調査結果を説明し、その内容を関与税理士Bから審査請求人へ説明する旨の記載であり、審査請求人が既に知っている情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号52については、本件税務調査で職員から審査請求人に対して指摘した事項(上述の一連番号36)に関し、関与税理士A、関与税理士Bとは異なる税理士(以下「関与税理士C」という。)が言及した内容の記載であることからすると、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号53については、関与税理士Cが職員に対し、審査請求人の経費について言及した記載であり、また、別紙1の一連番号56については、職員が本件事務員に対し、別紙1の一連番号53の内容を伝えた記載であり、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙1の一連番号57については、本件事務員が職員に対し、審査請求人の経費に言及した記載であり、また、別紙1の一連番号58については、職員が関与税理士Bに対し、審査請求人の経費に関して説明した内容の記載であることからすると、法14条2号ただし書イに規定する慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとともに、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

- (2) 本件不開示部分のうち、開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められないため、開示が相当であると認められるもの

別紙1の一連番号7については、売上及び仕入等に問題がないことを確認した旨の記載であるが、当該部分を開示しても租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

- (3) 別紙1の不開示理由で「法14条2号」と掲げている部分のうち、不

開示が相当であると認められるもの

不開示理由で「法14条2号」と掲げている部分のうち、上記(1)において開示すべきとした部分(別紙2参照)以外の部分には、審査請求人以外の個人の氏名や、本件税務調査に係る審査請求人以外の者の発言内容等が記載されていると認められる。当該部分は、法14条2号イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しないと認められることから、不開示とすることが相当である。

(4) 別紙1の不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分のうち、不開示が相当であると認められるもの

不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分のうち、上記(1)及び(2)において開示すべきとした部分(別紙2参照)以外の部分は、反面調査を含むいわゆる税務調査に係る着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等の手の内情報や、国税当局における税務審査又は処理等に係る情報である。

当該部分が開示された場合には、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となることなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められることから、不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示することが相当であるが、その余の本件不開示部分については、法14条2号及び7号イの不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年12月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月10日 | 審議 |
| ④ | 令和元年5月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる部分(本件不開示部分)を法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙1の一連番号1, 2, 5, 28, 29及び40に掲げる部分について

本件不開示維持部分のうち、上記の不開示部分には、審査請求人以外の個人の氏名や、本件税務調査に係る審査請求人以外の者の発言内容等が記載されているものと認められる。

これらの情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者（審査請求人）以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらの情報は、開示請求者が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

次に、法15条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名は個人識別部分であるため部分開示の余地はなく、その余の部分も、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから部分開示することはできない。

したがって、当該部分については、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) その余の部分について

本件不開示維持部分のうち、上記(1)において検討した部分を除く部分（別紙1の一連番号10, 12, 13, 16, 17, 21, 22, 27, 31, 34, 35, 43, 44及び49に掲げる部分）には、税務調査の着眼点、反面調査情報、署内での事案の検討に関する内容、上司等への事案の説明及び上司等からの指示に関する内容などの情報が、詳細に記載されているものと認められる。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

これらの情報を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある。

るものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、別紙1の一連番号16につき同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件不開示部分)

行政文書の名称	一連番号	不開示部分	原処分における不開示理由
調査経過記録書 1 ページ目	1	「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目の一部	法 1 4 条 2 号
	2	「調査事項・応接状況等」欄の 2 行目の一部	
	3	「調査事項・応接状況等」欄の 3 行目の一部, 6 行目の一部, 1 0 行目の一部	
	4	「方法・場所 (応接者)」欄の 2 9 行目	
	5	「調査事項・応接状況等」欄の 2 7 行目ないし 3 1 行目	
	6	「調査事項・応接状況等」欄の 3 2 行目ないし 3 4 行目	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
	7	「調査事項・応接状況等」欄の 3 5 行目	法 1 4 条 7 号イ
	8	「調査事項・応接状況等」欄の 3 6 行目ないし 4 1 行目	法 1 4 条 2 号
	9	「調査事項・応接状況等」欄の 4 5 行目の一部	
	1 0	「指示事項等 (指示 (確認) 日・指示 (確認) 者印)」欄の 4 4 行目ないし 4 8 行目	法 1 4 条 7 号イ
	1 1	「年月日 (手続名)」欄, 「方法・場所 (応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 4 9 行目ないし 5 2 行目	法 1 4 条 2 号
	1 2	「年月日 (手続名)」欄, 「方法・場所 (応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 5 3 行目ないし 5 5 行目	
調査経過記録書 2 ページ目	1 3	「年月日 (手続名)」欄, 「方法・場所 (応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目ないし 4 3 行目	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
	1 4	「調査事項・応接状況等」欄の 4 6 行目ないし 4 9 行目	

調査経過 記録書 3 ページ目	1 5	「年月日（手続名）」欄，「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 5 行目ないし 7 行目の一部	法 1 4 条 2 号
	1 6	「年月日（手続名）」欄，「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 7 行目の一部ないし 9 行目	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
	1 7	「年月日（手続名）」欄，「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 1 0 行目ないし 3 7 行目	法 1 4 条 7 号イ
	1 8	「調査事項・応接状況等」欄の 3 8 行目の一部	法 1 4 条 2 号
	1 9	「方法・場所（応接者）」欄の 5 2 行目の一部	
調査経過 記録書 4 ページ目	2 0	「調査事項・応接状況等」欄の 2 6 行目の一部	法 1 4 条 7 号イ
	2 1	「調査事項・応接状況等」欄の 5 0 行目ないし 5 3 行目	
調査経過 記録書 5 ページ目	2 2	「年月日（手続名）」欄，「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目ないし 5 0 行目	法 1 4 条 2 号
	2 3	「調査事項・応接状況等」欄の 5 1 行目の一部	
調査経過 記録書 6 ページ目	2 4	「方法・場所（応接者）」欄の 1 行目	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
	2 5	「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目の一部	
	2 6	「調査事項・応接状況等」欄の 9 行目の一部	
	2 7	「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 1 2 行目ないし 1 5 行目	法 1 4 条 7 号イ
	2 8	「方法・場所（応接者）」欄の 1 7 行目	法 1 4 条 2 号
	2 9	「調査事項・応接状況等」欄の 1 7 行目ないし 1 8 行目	
	3 0	「調査事項・応接状況等」欄の 2 5 行目ないし 3 2 行目	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
	3 1	「年月日（手続名）」欄，「方法・場所	法 1 4 条 7 号イ

		(応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の33行目ないし35行目	
	32	「調査事項・応接状況等」欄の36行目の一部及び44行目の一部	法14条2号
	33	「方法・場所(応接者)」欄の37行目及び45行目	
	34	「年月日(手続名)」欄,「方法・場所(応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の48行目ないし50行目	法14条7号イ
調査経過 記録書7 ページ目	35	「指示事項等(指示(確認)日・指示(確認)者印)」欄の1行目ないし11行目	
	36	「調査事項・応接状況等」欄の2行目ないし21行目	法14条2号 法14条7号イ
	37	「方法・場所(応接者)」欄の6行目,25行目及び47行目	法14条2号
	38	「調査事項・応接状況等」欄の24行目の一部,36行目の一部及び46行目の一部	
	39	「調査事項・応接状況等」欄の25行目ないし27行目	法14条2号 法14条7号イ
	40	「調査事項・応接状況等」欄の28行目ないし29行目の一部	法14条2号
	41	「調査事項・応接状況等」欄の29行目の一部ないし34行目	法14条2号 法14条7号イ
	42	「調査事項・応接状況等」欄の38行目ないし45行目	法14条7号イ
調査経過 記録書8 ページ目	43	「指示事項等(指示(確認)日・指示(確認)者印)」欄の1行目ないし5行目	
	44	「年月日(手続名)」欄,「方法・場所(応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の6行目ないし7行目	
	45	「方法・場所(応接者)」欄の12行目,18行目,23行目,27行目,36行目及び49行目	法14条2号

	4 6	「調査事項・応接状況等」欄の1 2 行目の一部, 1 3 行目の一部, 2 5 行目の一部, 3 2 行目の一部ないし3 3 行目の一部, 3 5 行目の一部及び4 8 行目の一部	
	4 7	「調査事項・応接状況等」欄の2 6 行目ないし2 8 行目	法1 4 条2 号 法1 4 条7 号イ
調査経過 記録書9 ページ目	4 8	「方法・場所（応接者）」欄の4 行目, 1 1 行目, 1 6 行目, 4 1 行目及び4 6 行目	法1 4 条2 号
	4 9	「年月日（手続名）」欄, 「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の7 行目ないし9 行目	法1 4 条7 号イ
	5 0	「調査事項・応接状況等」欄の1 2 行目の一部, 1 5 行目の一部, 3 8 行目の一部ないし3 9 行目の一部, 4 0 行目の一部, 4 5 行目の一部及び4 6 行目の一部	法1 4 条2 号
調査経過 記録書1 0 ページ 目	5 1	「調査事項・応接状況等」欄の1 4 行目ないし1 9 行目	法1 4 条7 号イ
	5 2	「調査事項・応接状況等」欄の3 2 行目の一部	法1 4 条2 号
	5 3	「調査事項・応接状況等」欄の4 5 行目の一部ないし4 6 行目の一部	
調査経過 記録書1 1 ページ 目	5 4	「調査事項・応接状況等」欄の1 行目の一部	
	5 5	「方法・場所（応接者）」欄の2 行目	
	5 6	「調査事項・応接状況等」欄の2 行目の一部	
	5 7	「調査事項・応接状況等」欄の4 行目ないし7 行目	
	5 8	「調査事項・応接状況等」欄の1 2 行目ないし1 9 行目	

別紙 2 (諮問庁が開示すべきとする部分)

行政文書の名称	別紙 1の 一連 番号	諮問庁が開示すべきとする部分
調査経過 記録書 1 ページ目	3	「調査事項・応接状況等」欄の 3 行目の一部, 6 行目の一部, 10 行目の一部
	4	「方法・場所 (応接者)」欄の 29 行目
	6	「調査事項・応接状況等」欄の 32 行目ないし 34 行目
	7	「調査事項・応接状況等」欄の 35 行目
	8	「調査事項・応接状況等」欄の 36 行目ないし 41 行目
	9	「調査事項・応接状況等」欄の 45 行目の一部
	11	「年月日 (手続名)」欄, 「方法・場所 (応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 49 行目ないし 52 行目
調査経過 記録書 2 ページ目	14	「調査事項・応接状況等」欄の 46 行目ないし 49 行目
調査経過 記録書 3 ページ目	15	「年月日 (手続名)」欄, 「方法・場所 (応接者)」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の 5 行目ないし 7 行目の一部
	18	「調査事項・応接状況等」欄の 38 行目の一部
	19	「方法・場所 (応接者)」欄の 52 行目の一部
調査経過 記録書 4 ページ目	20	「調査事項・応接状況等」欄の 26 行目の一部
調査経過 記録書 5 ページ目	23	「調査事項・応接状況等」欄の 51 行目の一部
調査経過 記録書 6 ページ目	24	「方法・場所 (応接者)」欄の 1 行目
	25	「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目の一部
	26	「調査事項・応接状況等」欄の 9 行目の一部
	30	「調査事項・応接状況等」欄の 25 行目ないし 32 行目
	32	「調査事項・応接状況等」欄の 36 行目の一部及び 44 行目の一部
	33	「方法・場所 (応接者)」欄の 37 行目及び 45 行目

調査経過 記録書 7 ページ目	3 6	「調査事項・応接状況等」欄の 2 行目ないし 2 1 行目
	3 7	「方法・場所（応接者）」欄の 6 行目， 2 5 行目及び 4 7 行目
	3 8	「調査事項・応接状況等」欄の 2 4 行目の一部， 3 6 行目の一部及び 4 6 行目の一部
	3 9	「調査事項・応接状況等」欄の 2 5 行目ないし 2 7 行目
	4 1	「調査事項・応接状況等」欄の 2 9 行目の一部ないし 3 4 行目
	4 2	「調査事項・応接状況等」欄の 3 8 行目ないし 4 5 行目
調査経過 記録書 8 ページ目	4 5	「方法・場所（応接者）」欄の 1 2 行目， 1 8 行目， 2 3 行目， 2 7 行目， 3 6 行目及び 4 9 行目
	4 6	「調査事項・応接状況等」欄の 1 2 行目の一部， 1 3 行目の一部， 2 5 行目の一部， 3 2 行目の一部ないし 3 3 行目の一部， 3 5 行目の一部及び 4 8 行目の一部
	4 7	「調査事項・応接状況等」欄の 2 6 行目ないし 2 8 行目
調査経過 記録書 9 ページ目	4 8	「方法・場所（応接者）」欄の 4 行目， 1 1 行目， 1 6 行目， 4 1 行目及び 4 6 行目
	5 0	「調査事項・応接状況等」欄の 1 2 行目の一部， 1 5 行目の一部， 3 8 行目の一部ないし 3 9 行目の一部， 4 0 行目の一部， 4 5 行目の一部及び 4 6 行目の一部
調査経過 記録書 1 0 ページ 目	5 1	「調査事項・応接状況等」欄の 1 4 行目ないし 1 9 行目
	5 2	「調査事項・応接状況等」欄の 3 2 行目の一部
	5 3	「調査事項・応接状況等」欄の 4 5 行目の一部ないし 4 6 行目の一部
調査経過 記録書 1 1 ページ 目	5 4	「調査事項・応接状況等」欄の 1 行目の一部
	5 5	「方法・場所（応接者）」欄の 2 行目
	5 6	「調査事項・応接状況等」欄の 2 行目の一部
	5 7	「調査事項・応接状況等」欄の 4 行目ないし 7 行目
	5 8	「調査事項・応接状況等」欄の 1 2 行目ないし 1 9 行目